

太陽光発電設備等設置手順のフローチャート（事業者用）

対象施設：太陽光、水力、風力、バイオマス、その他自然エネルギーによる10kw以上の発電設備

① 事前確認（事業者⇒町）

- ◆ 抑止区域に該当しないか（事業者⇒住民税務課）
- ◆ 農地の場合、設置可能な土地か（事業者⇒農業委員会）
- ◆ 埋蔵文化財の包蔵地ではないか（事業者⇒教育委員会）
- ◆ 景観条例に基づく手続きの確認（事業者⇒建設水道課）
- ◆ 河川に隣接する場合、河川管理者との協議（事業者⇒河川管理者）

▶ 確認の結果、設置ができない場合があります。

② 設置計画書の事前協議（事業者⇒町）

- ◆ 事業者は発電施設設置計画書（様式1号）に必要書類を添付して住民税務課へ提出

- ▶ 光害、騒音、低周波など、周辺に影響を及ぼさないよう対策を講じてください。
- ▶ 斜面などに設置する場合、地盤調査と補強対策を講じてください。
- ▶ 排水路や調整池の設置など排水対策を講じてください。
- ▶ 定期的な施設管理の体制と緊急連絡先を明示してください。
- ▶ 安全対策のため周囲にフェンスを設置してください。

③ 事業者による説明会の開催（事業者⇒関係者）

※建築物の屋根・壁に設置する場合は省略可

- ◆ 設置予定地から100m範囲の区と自治会、設置予定地の隣接地権者への説明会を開催

- ▶ 説明会の開催にあたっては、該当の自治会長、区長へご相談ください。
- ▶ 施設の管理方法、撤去方法を明確に示してください。
- ▶ 自治会等の要望に真摯に対応し、求めがあれば覚書・協定書の締結に応じてください。

④ 同意書等の提出（事業者⇒町）

※建築物の屋根・壁に設置する場合は省略可

- ◆ 事業者は関係者の同意書（様式3号）、説明会の議事録（任意様式）を住民税務課へ提出

- ▶ 同意が必要な者は、説明会対象範囲の区と自治会の各代表者、隣接地権者の全員です。
- ▶ 議事録は、説明会の日時、会場、出席者、説明内容、質疑応答内容を記載してください。

次ページへ続く

⑤ 許可書の交付 (町⇒事業者)

◆ 町は審査により問題ないと判断した場合に設置許可書(様式4号)を事業者へ交付

- ▶ 許可書の交付の前に工事着手しないでください。
- ▶ 農地、埋蔵文化財、景観条例、河川等の手続き対象の場合、それぞれの許可を受ける前に工事着手しないでください。

工事着手

- ▶ 工事中に環境への影響が懸念された場合、町、該当の区・自治会へ報告するとともに、改善措置を講じてください。

⑥ 竣工届の提出 (事業者⇒町)

◆ 事業者は工事完了後、速やかに竣工届(様式5号)を住民税務課へ提出

- ▶ 住民税務課は竣工届を受領した後、設置計画書の内容と現地の状況が一致しているか現地確認を行います。

⑦ 環境保全協定の締結 (事業者=町)

◆ さわやか環境条例に基づき、事業者と町において協定を締結

- ▶ 除草、除雪、土砂流出防止などの日常管理を徹底してください。
- ▶ 発電規模によっては電気保安技術者を配置し、法令に則った施設管理をしてください。
- ▶ 事業を終了する場合、適正な廃棄物等処理により設備を撤去してください。
- ▶ 売電期間経過後も事業を継続する場合、協定内容は継続します。
- ▶ 事業に変更が生じた場合、変更届出書(様式6号)を町へ提出してください。

その他 留意点

- ◇ 基本的な手続きは「飯島町自然エネルギー活用発電施設設置手続に関する規則」に従ってください。
- ◇ 山林など環境影響が予想される場合は、関係団体との協議が必要となる場合があります。
- ◇ 設置予定箇所が抑止区域の場合、計画の変更をお願いします。(屋根・壁に設置する場合を除く)
- ◇ 町の許可書の交付には関係者全員の同意が必須です。(屋根・壁に設置する場合を除く)
- ◇ 事業着手前に事業者が変更となる場合、事前協議から手続きのやり直しになります。
- ◇ 施設を他者へ売却または譲渡する見込みがある場合、事前協議及び説明会において、その旨を明示してください。
- ◇ 上記フローチャートのほか、関係法令を遵守してください。